

議案第 14 号

松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年松阪市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 14 日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年松阪市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(6) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。
別表第 2 を次のように改める。

機関	事務	特定個人情報
市長	(略)	(略)
	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	地方税関係情報 医療保険給付関係情報 児童扶養手当関係情報 母子及び父子並びに寡婦福祉法

		<p>(昭和 39 年法律第 129 号) による母子家庭自立支援給付金に関する情報</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和 39 年法律第 134 号) による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 34 号) 附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>母子保健法 (昭和 40 年法律第 141 号) による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>児童手当法 (昭和 46 年法律第 73 号) による児童手当又は特例給付の支給に関する情報</p> <p>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は同法による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報</p> <p>被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務に関する情報</p>
--	--	--

	(略)	(略)
--	-----	-----

別表第3を次のように改める。

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報
	特定個人番号利用事務	教育委員会	当該事務の区分に応じ、利用特定個人情報
教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する就学援助費の給付に関する事務	市長	地方税関係情報 生活保護関係情報
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する高校大学入学援助金の給付に関する事務	市長	地方税関係情報
	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務に準じて実施する特別支援教育就学奨励費の給付に関する事務	市長	地方税関係情報 生活保護関係情報
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する奨学金の貸与に関する事務	市長	地方税関係情報 生活保護関係情報
	高等学校等就学支援金の支給に関する	市長	地方税関係情報

	法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務		生活保護関係情報
	特定個人番号利用事務	市長	当該事務の区分に応じ、利用特定個人情報

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、公布の日から施行する。